**平成２１年（フ）第６７５号**
青森市大字幸畑字谷脇33番地２、申立時の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津7444番地　セルシアⅡ－A103
債務者　附田　篤志
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第６７６号**
青森市大字幸畑字谷脇33番地２、申立時の住所神奈川県愛甲郡愛川町中津7444番地　セルシアⅡ－A103
債務者　附田　有花（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第６８４号**
神奈川県平塚市四之宮６丁目11番34号
債務者　原田　信之
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第６９７号**
神奈川県伊勢原市笠窪277番地の２
債務者　淺倉　敏彦
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第６９８号**
神奈川県伊勢原市笠窪277番地の２
債務者　淺倉　晶子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２１年（フ）第４２６号**
愛知県江南市宮後町王塚213番地
債務者　舟橋　千里
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第１０４号**
三重県松阪市岡山町83番地８、住民票上の住所三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区長島2029番地４
債務者　宮原　宏治
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　津地方裁判所松阪支部

**平成２１年（フ）第１２６８号**
京都市山科区椥辻西浦町41番地85　山科椥辻団地Ｂ棟313号、住民票上の住所京都市山科区音羽前田町33番地１　エーデル音羽207
債務者　越石木工所こと　越石　明功
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２６９号**
京都市山科区椥辻西浦町41番地85　山科椥辻団地Ｂ棟313号、住民票上の住所京都市山科区音羽前田町33番地１　エーデル音羽207
債務者　居酒屋一生こと　越石　暁美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２７０号**
京都市山科区椥辻西浦町41番地85　山科椥辻団地Ｂ棟313号
債務者　島田　房子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１５１７号**
京都市東山区白川筋三条下る３丁目唐戸鼻町561番地　リエス東山三条502号
債務者　夢物語こと　中島　範子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７１７号**
京都府木津川市兜台１丁目２番地　高の原駅西団地17―205号
債務者　笠谷　博之
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７２０号**
京都市西京区樫原下ノ町23番地１　此君園荘103
債務者　髙野　**薫**子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７３８号**
京都府城陽市市辺柿木原50番地７、申立時の住所京都府城陽市市辺五島29番地の５
債務者　村山　直樹
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７３９号**
京都市右京区太秦一ノ井町10番地の19、住民票上の住所京都市右京区太秦一ノ井町16番地の２
債務者　村澤　喜惠
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１８８８号**
京都府木津川市相楽川ノ尻27番地９
債務者　赤迫　静夫
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第５０号**
京都府舞鶴市字溝尻５番地５
債務者　檜谷はなよ
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月15日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係